小規模多機能型居宅介護事業所えくぼ東雁来

重要事項説明書

株式会社 おいらーく

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(指定 第0190200345号)

当事業所はご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いいただきたいことを次のとおり説明します。

* 当サービス利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が 対象となります。要介護認定を受けられていない方は、ご相談ください。

=目次=

- 1. 事業者
- 2. 事業所の概要
- 3. 事業実施地域及び営業時間
- 4. 職員の配置状況
- 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
- 6. 苦情受付
- 7. 緊急時における対応方法
- 8. 運営推進会議の設置と外部評価
- 9. 協力医療機関、バックアップ施設
- 10. 非常災害時の対応
- 11. サービス利用に当たっての留意事項

1. 事業者

- (1) 法人名 株式会社 おいらーく
- (2) 法人所在地 北海道札幌市東区東苗穂 9条 3丁目 1番 40号
- (3) 電話番号 011-790-5311
- (4) 代表者名 代表取締役 星野二三江
- (5) 設立年月 平成12年9月7日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所
- (2) 事業所の目的 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り 暮らしが続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、 宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 小規模多機能型居宅介護事業所 えくぼ東雁来
- (4) 事業所の所在地 北海道札幌市東区東雁来10条2丁目6番1号
- (5) 電話番号 011-791-4601
- (6) 事業所管理者氏名 大場 絢太
- (7) 当事業所の運営方針 利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続すること

が出来るよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮ら

しを支援します。

- (8) 開設年月 平成23年7月1日指定、開設
- (9) 登録定員 29人(通いサービス定員15名・宿泊サービス定員5名)
- (10) 居室等の概要 宿泊サービスの際に利用される部屋は個室です。

(身体状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります)。

その他、居間・食堂・台所・洗面・浴室・トイレ・消防設備等を備えています。

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

札幌市東区伏古・東苗穂・東雁来、丘珠

| 営業日 | 年中無休 |
|--------|-----------------|
| 通いサービス | 月曜日~日曜日 9時~18時 |
| 訪問サービス | 24 時間 |
| 宿泊サービス | 月曜日~日曜日 18時~ 9時 |

^{*}受付・相談については、通いサービスの時間と同様です。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>*職員の配置については、指定規準を遵守しています。

| 従業員の職種 | 常勤 | 非常勤 | 常勤換算 | 指定基準 | 職務の内容 |
|------------|----|-----|------|------|--------------|
| 1. 管理者 | 1人 | 人 | | 1人 | 事業内の調整 |
| 2. 介護支援専門員 | 1人 | 人 | 人 | 1人 | サービスの調整・相談業務 |
| 3. 介護職員 | 7人 | 9人 | 人 | 3:1 | 日常生活の介護・相談業務 |
| 4・看護職員 | 1人 | 1人 | 人 | 1人以上 | 健康チェック等の医務業務 |

<主な職種の勤務体制>

| 職租 | and the second | 職務体制 |
|----|----------------|----------------------------|
| 1. | 管理者 | 勤務時間: 8:45~17:45 |
| 2. | 介護支援専門員 | 勤務時間: 8:45~17:45 |
| 3. | 介護職員 | 主な勤務時間:8:45~17:45 |
| | | 夜間の勤務時間:17:00~9:00 |
| | | その他、利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。 |
| 4. | 看護職員 | 勤務時間:8:45~17:45 |

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。 当事業所が提供するサービスについて以下の2つの場合があります。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (介護保険の給付対象となるサービス)
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 (介護保険の対象とならないサービス)

(1) 介護保険の対象となるサービス

以下のサービスは、利用料金について介護保険の適用があり、利用者の負担割合に応じた費用の負担 となります。ア〜ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約 者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

<サービスの概要>

ア 通いサービス

事業所において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

①食事

- ・食事の提供及び食事の介助をします。
- ・調理場で利用者が調理することができます
- ・食事サービスの利用は任意です。

②入浴

- ・入浴または清拭を行います。
- ・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・入浴サービスの利用は任意です。

③排せつ

・利用者の状況に応じて適切な排せつの介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。

④機能訓練

- ・利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
- ⑤健康チェック
 - ・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。
- ⑥送迎サービス
 - ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス

- ・利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- ・訪問サービス実施のための必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。
- ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。
 - ①医療行為
 - ②ご契約者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受
 - ③飲酒及びご契約者もしくはその家族の同意なしに行う喫煙
 - ④ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
 - ⑤その他ご契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

ウ 宿泊サービス

・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供いたします。

<サービス利用料金>

ア 通い・訪問・宿泊(介護費用分)すべてを含んだ一月単位の包括費用の額

利用料金は1か月ごとの包括費用(定額)です。ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から 介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払いください。

事業所と同一の建物外に居住の方

| ご利用者様の | 要支援1 | 要支援2 | 要介護 1 | 要介護 2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護 5 |
|-----------|---------|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 要介護度と単位数 | 3,450 | 6,972 | 10,458 | 15,370 | 22,359 | 24,677 | 27,209 |
| | 単位 | 単位 | 単位 | 単位 | 単位 | 単位 | 単位 |
| 自己負担 (月額) | 3,509 円 | 7,091 円 | 10,636 円 | 15,631 円 | 22,739 円 | 25,097 円 | 27,672 円 |

事業所と同一建物内に居住の方

| ご利用者様の | 要支援1 | 要支援2 | 要介護 1 | 要介護 2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護 5 |
|-----------|---------|---------|---------|----------|----------|----------|----------|
| 要介護度と単位数 | 3,109 | 6,281 | 9,423 | 13,849 | 20,144 | 22,233 | 24,516 |
| | 単位 | 単位 | 単位 | 単位 | 単位 | 単位 | 単位 |
| 自己負担 (月額) | 3,162 円 | 6,388 円 | 9,583 円 | 14,084 円 | 20,487 円 | 22,611 円 | 24,933 円 |

☆月ごとの包括料金ですので、契約者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画 に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または日割りでの割り引きまたは増額はいたしません。 ☆月途中から登録した場合、または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割 料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは以下の日を指します。

登録日・・・・利用者との当事業所との契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかの サービスを実際に利用開始した日

登録終了日・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護度の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます (償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記入した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事及び宿泊費に係る費用は別途いただきます。(下記(2)ア及びイ参照) ☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。(上記の金額は、1割負担の場合です。2割~3割負担の場合は自己負担額がかわります。)

イ 加算について

本項アのサービス利用料金の他、ご利用者様の状況・状態や事業所がサービス提供を実施する上での 体制に対して、単位数が上乗せとなる各種の加算があります。

- ◎初期加算:利用開始の登録日から起算して30日目までに算定される加算。30日を越える入院を された後に再び利用を開始した場合も同様です。
- ◎認知症加算:利用者様の状態により算定される加算。
- ◎サービス提供体制強化加算:事業所が、介護福祉士資格者の配置の充実や、継続的な職員資質の向上に努める事による加算。

- ◎看護職員配置加算:看護職員の配置体制にともなう加算。
- ◎看取り連携体制加算:看取り期のサービス利用時に医療機関等との連携体制にともなう加算。
- ◎若年性認知症利用者受入加算:受入れる若年性認知症利用者ごとに担当職員を配置する事にともなう加算。
- ◎総合マネジメント体制強化加算:個別サービス計画について、ケアにかかわる職員が随時適切に評価を実施する体制にともなう加算。
- ◎訪問体制強化加算:利用者宅への訪問によるサービス提供体制にともなう加算。
- ◎科学的介護推進体制加算:科学的介護情報システム(LIFE・ライフ)へのデータ提出とフィードバックの活用により、PDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る取り組みを評価する加算。
- ◎生産性向上推進加算体制加算:利用者の安全ならびに職員の負担軽減に資する方策を検討し、改善活動を継続的に行う事に対する加算。
- ◎ 介護職員処遇改善加算:介護人材の確保と資質の向上を目的とした加算。

 \bigcirc

| <u> </u> | I | | | |
|------------------------|----------------|-------------|--|--|
| 加算内容 | 加算単位数と月々の自己負担額 | | | |
| 1. 初期加算 (利用開始から30日間のみ) | 30 単位/日 | 30 円/日 | | |
| 2. 認知症加算 Ⅲ・Ⅳ | Ⅲ 760 単位/月 | 771 円/月 | | |
| | IV 460 単位/月 | 468 円/月 | | |
| 3. サービス提供体制強化加算 | Ⅱ 640 単位/月 | 651 円/月 | | |
| 4. 看護職員配置加算 I | I 900 単位/月 | 915 円/月 | | |
| 5. 看取り連携体制加算 | 64 単位/日 | 65 円/日 | | |
| 6. 総合マネジメント体制強化加算 | 1200 単位/月 | 1220 円/月 | | |
| 7. 科学的介護推進体制加算 | 40 単位/月 | 41 円/月 | | |
| 8. 生産性向上推進体制加算 | 10 単位/月 | 10 円/月 | | |
| 9. 介護職員処遇改善加算 I | 算定する各単位の | 左記単位×10.17円 | | |
| | 14.9%を合計して | の1割の額 | | |
| | 算出された単位数 | | | |

※1 単位:10.17 円

※加算内容については、利用状況および運営状況により変動する場合があります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者負担となります。

<サービスの概要と利用料金>・下記の料金に消費税は含まれていません。

ア 食事の提供(食事代)

ご契約者に提供する食事に要する費用です。

料金:朝食 350円 昼食: 531円 夕食: 551円 おやつ代 100円

イ 宿泊に要する費用

ご契約者に提供する宿泊サービスに要する費用です。(消費税抜き)

個室一泊 ①2,000 円

ウ 通常の事業の実施地域以外のご契約者に対する送迎費及び交通費

2 k m以上 5 k m未満 750 円 5 k m以上 1,050 円

エ おむつ代 (消費税別)

紙おむつ・紙パンツ・尿取りパット等 (実費)

オ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者は、希望によりレクリエーション活動に参加していただくことができます。

必要経費については実費でいただくことがあります。

カ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合に は実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

キ その他

経済状況の著しいその他やむ得ない事由がある場合、相当額に変更することがあります。その場合 事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行うか2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第5条参照)

サービス利用の料金は、1ヶ月ごとに計算し次のいずれかの方法により翌月末日までにお支払いください。但し、振り込み手数料等は利用者負担とし、自動口座引落等は事業所負担とします。

- ① 事業所での現金払い
- ② 銀行振り込み 【振込先口座】

| 金融機関名 | 北洋銀行 東苗穂支店 |
|-------|------------|
| 口座番号 | 普通 0472589 |
| 名義人 | 株式会社 おいらーく |

③ 銀行自動振替

(4) 利用中止、変更、追加(契約書第6条参照)

☆小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、 契約者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービス を組み合わせて介護を提供するものです。

☆利用予定日の前に、ご契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの 実施日の前日までに事業者に申し出てください。

☆5・(1)の介護保険対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用(定額)のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料金は変更されません。

ただし、5.(2)の介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、 当日になって利用の中止の申し出をされた場合、食費等の予定されていた相当額の料金をお支払いい ただく場合があります。ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

☆サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

(5) 小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活が継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、ご契約者の状況に合わせて適切にサービスが提供するために、ご契約者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載しご契約者に説明の上交付します。

6. 苦情受付

管理者は、提供した指定の介護に関する利用者からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、担 当職員を置き、解決に向けて調査を実施し改善を講じ、利用者及び家族に説明するものとします。

(別表) 苦情処理体制表添付

◎行政機関その他苦情受付機関

| 札幌市東区役所 | 札幌市東区北11条東7丁目 |
|------------|-------------------------------|
| 介護保険担当課 | 電話番号: 0 1 1 - 7 4 1 - 2 4 0 0 |
| 北海道社会福祉協議会 | 札幌市中央区大通西19丁目1-1 |
| 福祉サービス苦情相談 | 電話番号:011-632-0550 |
| 札幌市保健福祉局 | 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所3F |
| 介護保険課 | 電話番号:011-211-2972 |

7. 緊急時における対応方法

(1) 体調急変時の対応

指定の介護の提供を行なっているときに利用者の状態に急変が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行います。主治医との連絡並びに指示が得られなかった場合には、事業所が定めた協力医療機関等へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講じます。

また、想定される状況について事前に利用者およびご家族と書面とともに確認している場合、それに則 した対応に努める事とします。

(2) 事故発生時の対応

- 1 事業所は、利用者様に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者様ご家族、 札幌市介護保険課、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。
- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した 場合には、損害賠償を行います。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入します。
- 4 事業所は、事故発生における経過とその講じた対策・賠償の記録を保管し、また再発防止の措置を講じ事業所内での研修を行います。

(3) 損害賠償について

事業所の責任により、ご利用者様に生じた損害については、加入している損害保険の補償範囲内で対応いたします。ただし、その損害の発生について、ご利用者様に故意または重大な過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減免する事があります。

《賠償がされない場合》

- 1. ご利用者様及びご家族代表者が、契約締結時やサービス提供時にご利用者様の心身状況や病歴等について故意に告げずまたは虚為に告げたことを主たる原因として発生した損害。
- 2. ご利用者様の急な体調変化など、施設の実施したサービスを原因としない事由で発生した損害。
- 3. ご利用者様が、施設もしくは従業者の指示・依頼に反して行った行為を主たる原因とし発生した場合。

8. 運営推進会議の設置と外部評価

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営促進会議を設置しています。毎年、運営推進会議にて事業所の評価を実施し、第三者の外部評価として結果を公表します。

<運営推進会議>

構成:利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター

職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有するもの等

開 催:隔月で開催

会議録:運営促進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

9. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

<協力医療機関・施設>

医療法人社団豊生会 所在地:札幌市東区東苗穂3条1丁目2番18号

東苗穂病院 電話番号:011-784-1121

医療法人社団豊生会 所在地:札幌市東区東雁来10条1丁目12番1号

東雁来すこやかクリニック 電話番号:011-791-9991

介護老人保健施設 ひまわり 所在地:札幌市東区東苗穂3条1丁目2番18号

電話番号:011-781-8800

|医療法人社団豊生会 所在地:札幌市東区東苗穂3条1丁目2-90

にじいろ歯科クリニック 電話番号:011-780-5514

10. 非常災害時の対応

非常災害時には、別途定める消防法に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、契約者も参加 して行います。

防火管理者:大場 絢太

- <消防用設備>
 - ・自動火災報知機・非常通報装置・ガス漏れ装置機
 - ・非常用照明・誘導灯・消火器
- <地震・水害等災害発生時の対応>
 - ・ 自冶体の避難指示に従いながら行動する事を念頭に、被災状況を確認しながら地域避難場所や 事業所の消防計画に定めた避難場所へ利用者とともに避難することが考えられます。

11. サービス利用にあたっての留意事項

- ○サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- ○事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が 生じた場合、弁償いただく場合があります。
- ○他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ○所持金品は自己の責任で管理してください。

令和 年 月 日

指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。 小規模多機能型居宅介護事業所 えくぼ東雁来

| 私は、本書面に基づい スの提供開始に同意しま | | 説明を受け、指定小規模多機能型 | 居宅介護サー |
|---------------------------|-------|-----------------|--------|
| | 利用者住所 | | |
| | | <u>氏名</u> | |
| | ご家族住所 | | |
| | | <u>関係</u> | |
| | | 氏名 | |

説明者

大場 絢太

ビ

*この重要事項説明書は、厚生労働省第34号<平成18年3月14日>第8条により準用する第9条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。